
障がい者福祉のしおり



ゆめさいと
きらめき守谷 夢彩都

令和 4 年 10月

はじめに

このしおりは、令和4年10月1日現在で作成したものです。

掲載されている各種制度に改正や追加が行われた場合は、その都度「広報もりや」等にてお知らせいたします。

また、このしおりは、市ホームページにも掲載しております。

障がい者福祉サービスは、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の交付又は難病に罹患されたと診断されることにより受けられます。このしおりの説明をお読みになってサービスの利用をお考えの際は、事前に市役所社会福祉課やその他担当主管課及び関係機関にご相談ください。

なお、介護保険サービスを利用できる方は、障がい福祉サービスよりも介護保険サービスの利用が優先になる制度もありますのでご注意ください。（下記参照）

【参考】

満65歳以上の方及び満40歳から満64歳までの医療保険の加入者で下記の疾病が原因で日常の身辺処理などが困難になり、家族等の介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。

《介護保険に関する問い合わせ先：市役所 介護福祉課》

- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体病等）
- 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障がい
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 骨粗しょう症による骨折
- 早老症（ウェルナー症候群等）
- 末期のがん

注：このしおりでは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と略しています。